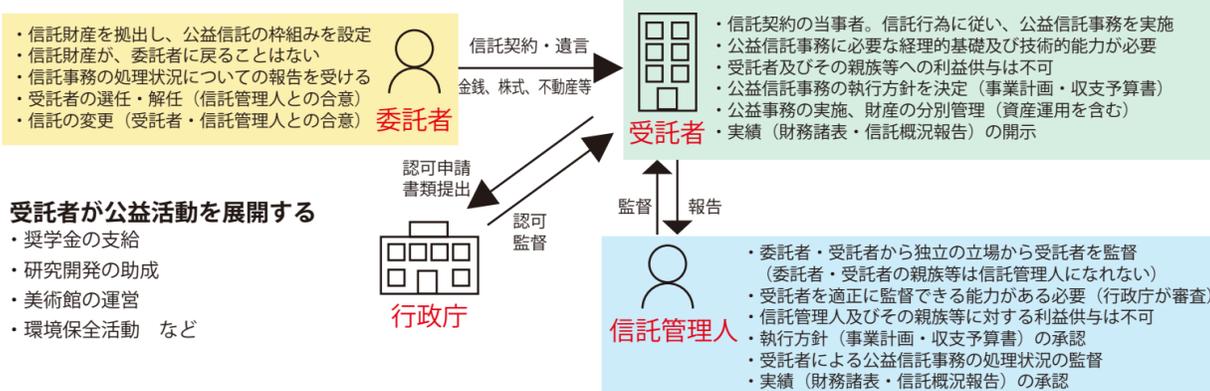




新公益信託制度、4月スタート～100年ぶりの抜本改正～

「公益信託制度」という言葉をご存じでしょうか。委託した財産や、委託した財産の運用益などを公益的な活動に活用する公益信託制度は、信託業法に基づく免許を持つ事業者、特に信託銀行が運用を担っていますが、この4月から、条件を満たせば個人や他の法人などに運用を委託できるようになります。「100年ぶりの抜本改正」とされる、新しい制度の概要をご紹介します。

新しい公益信託制度のしくみ（参考：内閣府公益法人 Information）



受託者が公益活動を展開する
・奨学金の支給
・研究開発の助成
・美術館の運営
・環境保全活動 など



公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」
「公益信託」の英訳「Charitable Trust (チャリタブルトラスト)」から来ているとか。

これまでの公益信託は金銭を信託銀行に委ねる形となっていました。新制度では金銭のほか、株式や不動産、固定資産などを委ねることができるようになります。また資産を受託できるのは信託会社だけでなく、新制度は公益法人やNPO法人、場合によっては一般企業や個人でも受託者になることができます。

運用に際しては「信託管理人」による監督を受けることが必要です。

課題も山積
大きな可能性を秘めている新しい公益信託制度ですが、実は課題も山積しています。制度自体は今年4月

制度の対象範囲が大幅拡大
今回の改正で、公益信託制度は公益法人制度に一本化され、信託できる財産の範囲や、受託者の条件などが大幅に拡大されます。

今回の改正で、公益信託制度は公益法人制度に一本化され、信託できる財産の範囲や、受託者の条件などが大幅に拡大されます。

民間公益活動の「第三のツール」
1998年の「特定非営利活動促進法（NPO法）」で民間公益活動の担い手に対して簡易な手続きによる法人格の付与が実現。2008年の公益法人改革で社団法人や財団法人といった公益法人の制度が抜本的に見直され、一般社団法人・一

一般財団法人については要件を満たせば登記だけで設立が可能になりました。そして今回の新しい公益信託制度により、民間公益活動の担い手が使える「第三のツール」が登場することになります。NPO法施行、公益法人改革に次ぐ、3つめの「公益法制の大改革」とも評されています。

から始まりですが、パブリックコメントが昨年秋に実施されるなど、運用開始ギリギリまで調整がおこなわれています。このため、公益認定等委員会への情報提供も現在進行形の状況で進められているのが現状です。したがって、制度開始からしばらくの間は各公益認定等委員会による公益信託の認可は事実上困難になることが想定されます。

みなさんの「地域を元気にする」活動を応援します！ 和歌山県 NPO サポートセンターをご利用ください

和歌山ビッグ愛 9階にある和歌山県 NPO サポートセンターは、県民のみなさまの公益的な活動を総合的に応援する施設です。ご利用をお待ちしています！

ご利用いただける団体

和歌山県内で NPO 法人、NPO・ボランティア団体、公益社団・公益財団法人、一般社団・財団法人などの組織形態で、公益性のある活動をおこなっている団体。
※ ご相談や情報収集は個人・企業の方でもご利用いただけます。

ご相談

- ▶ NPO 法人の設立・運営（定款変更や事業報告、役員変更等）にまつわる実務
 - ▶ NPO・ボランティア団体の運営実務
 - ▶ 企業の社会貢献活動等のパートナーとしての NPO 法人等のマッチング など
- ※ ご相談は、窓口・メール・オンライン等で承っています。来所の場合はご予約ください。

情報収集・発信

- ▶ NPO・ボランティア団体のイベント情報の収集と発信
- ▶ 助成金をはじめとした各種支援情報の収集と発信
- ▶ 法律で定められた NPO 法人の情報公開資料（事業報告書等）の閲覧・縦覧
- ▶ NPO 等に関する書籍貸し出し等



（左）カラー印刷機、（右）ポスタープリンタ どちらも利用団体登録が必要。ご利用は公益性のある取り組みに関する印刷に制限させていただきます。
※現在印刷機は代替機のため一部機能に制限があります

各種事務機器

カラー印刷機、ポスタープリンタ、パソコンなどをご利用いただけます（一部機器を除き、実費負担が必要です）。

会議室

会議室を無料でご利用いただけます。
※ 会議室は和歌山県ジェンダー平等推進センター「りいぶる」、和歌山県青少年活動センターとの共用で、申込み受付と管理はジェンダー平等推進センターが担当しています。

情報ブログ・メールマガジン

当センターに届いたイベント情報や助成金等の活動支援情報はブログ、メールマガジンで発信しています。



イベント情報



助成金等情報

メルマガ配信登録はこちらから

和歌山市 NPO・ボランティア推進協議会だより

このコーナーでは和歌山市 NPO・ボランティア推進協議会加盟団体から提供されたイベント情報を不定期にお届けしています。

子ども落語ワークショップ特別編	ほんまち寄席くらまつり
日程 4月11日(土)・5月9日(土)・7月11日(土) いずれも 13:30～15:30 場所 和歌山県立図書館文化情報センター・ふれあいルーム(和歌山市西高松) 内容 笑福亭呂好さんによる子ども落語ワークショップ。小話、所作などが学べます。 参加費 無料 定員 落語に興味・関心のある小中学生と保護者 20名 主催 わかやま楽落会 問い合わせはメール katoku071@outlook.jp、または 090-9864-1344・山本さん	日程 3月29日(日) 12:00～15:30 場所 ほんまちえんがわはうす(和歌山市北福屋町) 内容 餅つき、モルック、囲碁ボール、自家焙煎珈琲、ミニバブルマンショーなど 参加費 無料 主催 グループえんがわ 問い合わせは 090-7100-2316・小林さん

和歌山県 NPO サポートセンター

和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 9階
受付時間 9:00～20:50（日曜は 17:30）
休館日：月曜・祝祭日・年末年始
TEL 073-435-5424 FAX 073-435-5425
E-mail info@wakayama-npo.jp
わかやま NPO 広場 <https://www.wakayama-npo.jp/>



Instagram はこちらからアクセスできます。